

事 務 連 絡
令 和 元 年 7 月 1 8 日

各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 課
東 京 消 防 庁 ・ 各 指 定 都 市 消 防 本 部 } 御 中

消 防 庁 消 防 ・ 救 急 課
消 防 庁 予 防 課
消 防 庁 危 険 物 保 安 室

有害使用済機器及び産業廃棄物の保管場所等の防火対策等に係る関係部局との連携について

令和元年5月15日に、茨城県常総市坂手町地内の有害使用済機器又はその疑いのある物の保管場所における火災が発生し、また、全国各地の産業廃棄物処理施設等においても火災が発生している状況にあることから、環境省は、別添の「有害使用済機器及び産業廃棄物の保管場所等における火災防止について（通知）」において、有害使用済機器及び産業廃棄物の適正な保管及び処分が行われるよう、都道府県等の産業廃棄物行政担当部局に対し、指導の徹底を通知しています。

この通知において、火災予防や消火活動の円滑化の観点から、都道府県等の産業廃棄物行政担当部局に対し、消防機関と連携して指導を行うよう示されていることを踏まえ、担当部局等から相談等があった場合は、「産業廃棄物等に係る消防対策について」（平成10年2月5日付消防消第15号・消防予第15号・消防危第11号）を参考に、有害使用済機器及び産業廃棄物を集積・保管している施設に対し、担当部局等と密接な連携を図り、担当部局等の行う立入検査等に同行するなど、実態把握に取り組み、適切な火災予防指導を行うとともに、必要に応じて警防計画の策定などに配慮願います。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

< 警防計画の策定に関すること >
消防庁消防・救急課警防係
担当：本田係長、黒谷事務官
電話：03-5253-7522
< 火災予防に関すること >
消防庁予防課予防係
担当：吉田係長、上村事務官
電話：03-5253-7523
< 危険物等の保安に関すること >
消防庁危険物保安室指導調査係
担当：小島係長、大西事務官
電話：03-5253-7524

環境規発第 1907181 号
令和元年 7 月 18 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長
（公印省略）

有害使用済機器及び産業廃棄物の保管場所等における火災防止
について（通知）

産業廃棄物行政の推進については、かねてからご尽力いただいているところである。

さて、今般、令和元年 5 月 15 日に茨城県常総市坂手町地内の有害使用済機器又はその疑いのある物の保管場所において火災が発生し、鎮火までに 13 日間を要する事態となった。また、同様に、全国各地の産業廃棄物処理施設等においても火災が発生している状況にあるところ、このような状況を踏まえ、貴職におかれては、火災防止のため、有害使用済機器及び産業廃棄物の適正な保管及び処分の確保につき、下記の事項に留意の上、指導の徹底に努められたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 有害使用済機器の保管場所及び有害使用済機器保管等業者の把握の徹底

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 61 号）により新たに有害使用済機器に係る届出制度や保管、処分等の基準等の規定が整備されたところである。各都道府県・各政令市におかれては、市町村と協力するなどし未把握の有害使用済機器又はその疑いのある物の保管場所及び有害使用済機器保管等業者についての調査を行い、漏れなく把握するよう改めて努められたい。

また、有害使用済機器の該当性の判断については、まず廃棄物該当性の判断を行い、その結果、廃棄物に該当しないと判断した場合においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 16 条の 2 各号に掲げる機器について有害使用済機器の該当性を適切に判断されたい。

加えて、事業を廃止するとし届出をしなかった者についても、その後においてそれまで取り扱っていた有害使用済機器又はその疑いのある物が適切に処理されているか継続して確認し、必要に応じて適切に指導されたい。

2. 有害使用済機器及び産業廃棄物の保管、処分等の基準の遵守

有害使用済機器においては、主要部材にプラスチック等の可燃物が使用されているほか、火災の原因となり得る電池、油等の混入の可能性があることから、保管に係る基準において、火災防止の観点から高さ制限の規定が設けられているとともに、延焼防止及び消火活動の円滑化の観点から集積面積及び離隔距離についても規定されているところである。

また、産業廃棄物処理業者にあっても、産業廃棄物処理基準の遵守を通じ、火災による生活環境の保全上の支障が生じない措置を実施することはもとより、当該業者が有害使用済機器を保管する場合は、離隔距離をとる等、有害使用済機器の保管、処分等の基準に準じて取り扱うことが望ましい。

上記を踏まえ、有害使用済機器及び産業廃棄物の保管、処分等の基準の遵守について適切に指導されるとともに、不適正事案にあつては厳正に対処されたい。

3. 立入検査の実施

産業廃棄物、有害使用済機器又はそれらの疑いのある物の保管場所等に対しては立入検査を実施し、保管状況等の把握に努め、適宜必要な指導を行われたい。

また、立入検査の実施については、火災予防や消火活動の円滑化の観点から、必要に応じて消防機関と合同して行うなど、消防機関との連携を図られたい。

4. 不適正事案に対する対処

産業廃棄物処理基準、特別管理産業廃棄物処理基準、産業廃棄物保管基準、特別管理産業廃棄物保管基準又は有害使用済機器の保管、処分等の基準に適合しない処理が行われた場合には、その適正な処理の実施を確保するため、速やかに改善命令や措置命令等の行政処分を行い、生活環境の保全上の支障の発生を防止し、又は除去させるなど厳正に対処されたい。また、有害使用済機器保管等業者が、届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、直罰の対象となるものであることから、これらの事実を把握した場合にも、厳正に対処されたい。

なお、有害使用済機器に係る報告徴収、立入検査、改善命令及び措置命令については、届出義務に違反して届出を行っていない者も対象となることから、このような者に対しても有害使用済機器の保管、処分等の基準の順守につき厳正に対処されたい。

また、このような場合、実際には有害使用済機器ではなく廃棄物の保管又は処分を行っている可能性も否定できないことから、廃棄物該当性の判断を適切に行った上で、廃棄物処理に係る無許可営業となる場合も想定しながら、厳正な対応に努められたい。